

○厚生労働省令第 号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条第四項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第八号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。

イ 地表水を原水としないこと。

ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。

ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。

第五条に次の一項を加える。

9 紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 紫外線照射槽は、紫外線処理の効果を得るために必要な時間、水が紫外線に照射される構造であること。

二 紫外線照射装置は、紫外線照射槽内の紫外線強度の分布が所要の効果を得るものとなるように紫外線を照射する構造であるとともに、当該紫外線を常時安定して照射するために必要な措置が講じられていること。

三 水に照射される紫外線の強度の監視のための設備が設けられていること。

四 紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられていること。ただし、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。

五 紫外線照射槽内に紫外線ランプを設ける場合にあつては、紫外線ランプの破損を防止する措置が講じられ、かつ、紫外線ランプの状態の監視のための設備が設けられていること。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。